

「第2回公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」
以降における実施要項の変更点について

平成22年4月22日に開催した第2回公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会（以下、「技術検討会」という。）において審議された実施要項（案）は、その後、統計部内の入札契約手続審査委員会（6月11日）等や官民競争入札等監理委員会入札監理小委員会（6月15日）、官民競争入札等監理委員会（6月28日）での審議を経て確定された。

なお、技術検討会以降の実施要項（案）の主な変更点は以下のとおり。（「○」は指摘事項、「→」は実施要項の変更点）

1 技術検討会での指摘事項及び変更点

- 評価項目（専門性や審査・疑義照会等）の配点の再検討し、低価格入札を防ぐような技術点の配分をすべき。
 - 「組織の専門性」、「調査票の回収・督促」、「調査票の審査・疑義照会対応」等の評価点を高配点にした。
- 生鮮食料品価格・販売動向調査にオンラインシステムの導入について。
 - オンラインシステムを導入することとし、他の2調査のオンラインシステムと同様の事項を記載した。

2 省内関係部局等からの指摘事項及び変更点

- 再々委託により多段において資金が流れるような契約形態は禁止すべき。
 - 再々委託の禁止を記載した。
- 企業努力によらない経費の低減部分については、単価契約等により実績に合わせた支払いをすべき。
 - 調査客体への郵送料及び謝礼については、国が実額を負担する旨記載した。

3 官民競争入札等監理委員会入札監理小委員会での指摘事項及び変更点

- 国が実額を負担することとした謝礼支給等について、その負担範囲を明記すべき。また、情報開示において、その費用の実績を記載すべき。
 - 「郵送に掛かった代金」及び「謝金代又は謝礼品代」と対象範囲を明記した。
また、「従来の実施状況に関する情報の開示」において、平成21年調査におけ

る「郵送費」及び「謝礼支払額」の実績を記載した。

- 評価項目の「調査客体への謝礼を迅速・正確に行うための工夫が示されているか」については、工夫を評価するより、謝礼支給が確実に実施できることが必要なのではないか。当該項目については必要性を検討すべき。
 - 当該項目については削除し、併せて「(調査関係用品の) 配付の方法について業務を円滑に行うための工夫が示されているか」についても削除した。
また、「その他、業務を効果的・効率的に実施するための創意工夫が示されているか」という評価項目を新たに設定した。
- 民間事業者にオンライン調査の導入促進を図るための具体的な提案を求め、評価項目として設定すべき。
 - オンライン調査の導入促進の方法について、民間事業者の創意工夫を求めることとし、「オンライン調査の導入促進の工夫が示されているか」という評価項目を追加した。